

2. 事業の目的と概要 <案件概要英文> In order to support South Sudanese refugees and Host community to be Self-reliant and enhance community stabilization and social development, this project provides vulnerable people of refugees and community with vocational trainings (Tailoring and Carpentry) and business setup support.	
(1) 上位目標	アジュマニ県における南スーダン難民及びホストコミュニティの最貧困層が収入源を確保し、経済的に自立することで、地域の安定化及び社会開発が促進される。
(2) 事業の必要性（背景）	（ア）ウガンダ政府は、漸進的難民法(2006)、難民規則(2010)において、非常に進歩的な難民政策を実施し、難民登録の権利、移動・就労の自由、教育や医療等の公共サービスへのアクセス、居住地や農地の割り当てを認めている。また国家開発計画 II (NDPII) のガバナンス政策で難民緊急対策の能力強化を実施しており、居住区変容アジェンダ(STA)を掲げている。これは難民の自立達成と地域への定住、ホストコミュニティの社会開発の促進の2点を同時に達成し、国と地域レベルで開発を行う政策であり、多数の難民を抱えている本事業地において早急な対策が必要である。また（イ）「持続可能な開発目標(SDGs)」において、目標10【国内および国家間の不平等を是正する】内のターゲット10.2「2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々のエンパワーメント、および社会的、経済的、および政治的な包含を促進する」のように、難民という立場に関わりなく包含的なエンパワーメントが不可欠である。さらに目標1【あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ】内のターゲット1.5「2030年までに、貧困層や脆弱な立場にある人々のレジリエンスを構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的打撃や災害に対するリスク度合いや脆弱性を軽減する」のように、国内での経済格差を抱え、難民を受け入れるホストコミュニティの社会開発も同時に不可欠である。また（ウ）当該国北部の農村部である本事業の対象地域は、外務省の国別開発協力方針である基本方針（大目標）「経済成長を通じた貧困削減と地域格差是正の支援」及びその重点分野「2. 農村部の所得向上」、「4. 北部地域における平和構築」の対象で特に開発が必要である。さらに（エ）TICAD VIナイロビ宣言では「繁栄の共有に向けた社会安定化」の優先分野で「教育や職業訓練等を行うことで平和と安定の基礎を作る」ことが求められている。 2016年の南スーダン情勢悪化後、暴力や略奪等から逃れるため難民の約半数の95万人がウガンダへ流入しており、国連と当該国政府の国連開発支援枠組み(UNDAF)を通じた「難民及びホストコミュニティのエンパワーメント(ReHoPE)」では、双方に対する経済的な自立支援が不可欠とされている。当会の国レベルのパートナーであるウガンダ政府首相府(OPM)とのMOU(覚書)締結に向けたプロセスでは、緊急支援ではなく自立支援の必要性を強く指摘され、本事業を実施する事の要請を受け、MOU締結が完了している。また難民対策を統括する国連機関(UNHCR)とも職業訓練による自立支援のニーズ確認し、事業実施の調整を完了している。本事業対象アジュマニ県パギリニア居住区難民は2016年の避難以降、収入手段を持たず緊急支援に依存しており、ホストコミュニティは

	国内でも最貧困層が最も多い地域の一つで難民受入により土地・資源の共有等でリスクを抱えている。上述の背景により、対象地域の難民及びホストコミュニティへ職業訓練を通じた自立支援、また地域の社会開発を促進する支援が求められている。
(3) 事業内容	【事業対象・分野】 ◆対象グループと地域 ウガンダ北部アジュマニ県において、パリギニア難民居住区内の主に PSNs (5 名以上の子どもを抱えるシングルマザー等、特別な支援を必要としている人々) 及びホストコミュニティにおける最貧困層など、「社会経済的に脆弱な人々」を対象とし、同地域でニーズのある洋裁/木工大工の職業訓練により自立支援を行う。 ◆訓練分野 ・洋裁：居住区・ホストコミュニティから各 10 名、計 20 名 ・大工：居住区・ホストコミュニティから各 10 名、計 20 名 * 洋裁は主に女性、木工大工は男性を対象 当会はウガンダ北部において 12 年間で、元子ども兵 200 名以上を受け入れ、洋裁/木工大工の訓練により卒業生は全員、社会・経済的に自立を果たしており、この実績を活かして本事業を実施する。 【活動期間・内容】 ◆事業期間 12 ヶ月間で、次の施設設置及び活動 (1) ～ (3) を行い、裨益者の職業訓練及び開業支援を行う。 敷地はサイト A、B、C の 3 つに分かれており、それぞれに設置する施設・設備 (活動 2-1) は以下の通りである。 ●サイト A (難民居住区内の仮設職業訓練施設：敷地面積 3, 000 平米) 施設内訳：①木工大工訓練用施設 (138 平米)、②洋裁訓練用施設 (119 平米)、③仮設フェンス (35 x 50m 長)、④仮設トイレ (24 平米＝訓練生用トイレ 14 平米＋職員用トイレ 10 平米)、⑤大工作業用仮設屋根 (25 平米) ●サイト B (難民居住区内：敷地面積 900 平米) 施設内訳：⑥開業用仮設店舗 2 店舗 (各店舗 38 平米。難民の裨益者グループ用の洋裁店 1 店舗及び木工大工店 1 店舗) ●サイト C (ホストコミュニティ内：敷地面積 900 平米) 施設内訳：⑦開業用仮設店舗 2 店舗 (各店舗 38 平米。ホストコミュニティの裨益者グループ用の洋裁店 1 店舗及び木工大工店 1 店舗) * 施設の施工管理については建設業者が行い、当会は進捗確認・モニタリングを適宜行う。 (1) BHN 支援活動：1-1. 裨益者が訓練に専念できる環境をつくるため、仮設の職業訓練施設 (以下、訓練施設) で訓練する間、給食を提供する。1-2. また訓練期間中に、裨益世帯が人間の基本的ニーズ (BHN) を満たして生活できるよう、(食料や日用品等の) 生活費クーポンを各世帯へ支給。居住区内で当会とクーポン使用の契約を結ぶ日用品店を裨益者が訪れ、必要な物資と引き換える。また裨益世帯の児童が初等教育を受け

教育面で BHN を満たせるよう、教育費の捻出が困難な世帯に、小学校に支払う費用や制服購入費等の教育費を補助する。

* 医療サービスは、同居住区内の公的医療機関から、難民・ホストコミュニティの両裨益者がサービスを無料で受ける。

(2) 能力向上支援（職業訓練）：

・ 2-2. 必要な訓練用資機材(*1)を搬入した後、2-3. 居住区・ホストコミュニティから訓練施設に通う裨益者に、8ヶ月間、平日フルタイム（1日6時間、週5日間）で職業訓練を行う。

・ 洋裁/木工大工ともに、居住区・ホストコミュニティ、また当会の元裨益者で自立している同地域在住の元子ども兵から、専門講師を選定する。（元子ども兵は、過去N連事業の裨益者でもある）

・ 専門講師が一部理論の授業を行いながら、9割以上を実技訓練に当て、裨益者が実践的な商品制作の技術を習得する。

(3) 収入向上支援（開業支援）：

・ 裨益者が開業準備を経て開業し、収入を得るまでの支援を行う。

・ 3-1. 開業準備として、職業訓練7～8か月目にあたる期間、裨益者が専門講師によるビジネス講習の元、洋裁/木工大工ともに、各10名、計4グループでビジネス計画を策定。3-2. その後、開業に必要な資機材(*1)の調達・供与とともに、居住区・ホストコミュニティ内で、店舗建設や機材搬送等を行い、4グループ（4店舗）が開業する支援を行う。3-3. その後、裨益者が商品製造・販売により収入創出できるよう職員が個別指導を行う。

*1 資機材の配置数量：別紙 予算「別表1：資機材等購入費」の、「洋裁訓練用 機材」「木工大工訓練用 機材」の数量列に、訓練開始のため初期に必要な配置数量を記載。また「洋裁開業用 資機材」及び「木工大工開業用 資機材」の数量列に、開業用店舗の1店舗（10名グループ）あたりに必要な配置数量を記載。

裨益人口：計約2,000名（計300世帯）*①+②

①, ②の内訳：

①直接裨益者：268名（40世帯）

本事業で訓練を受ける、南スーダン難民の訓練生20名とホストコミュニティ住民の訓練生20名、及びその40世帯の家族228名

②間接裨益者：1,742名（260世帯）

間接裨益者の内訳

1) 本事業終了後に、訓練施設で洋裁・木工大工の訓練を受ける、南スーダン難民及びホストコミュニティ住民計110名（110世帯）とその家族627名

2) 開業した各店舗（*）の元で、裨益者から技術やビジネスの実地訓練を受ける、南スーダン難民及びホストコミュニティ住民計150名（150世帯）とその家族855名

* 本事業と本事業終了後に、訓練施設で訓練を終える裨益者が開業する各店舗を指す。

(4) 持続発展性	1) 裨益者が開業する際、大規模な機材ではなく、裨益者が維持管理可能な最小限の機材供与に留め、運営コストも抑えリスクを低減し、ビジネス運営の持続性を確保する(維持管理の方法は、訓練の際に裨益者が習得する)。 * 近隣地域における当会の類似事業においても、裨益者(元子ども兵・最貧困層)が、木工店・洋裁店を20店舗以上開業している実績があり、地方公務員とほぼ同等の収入を得て持続的に運営している。 2) また本事業終了後2年次において、裨益者の収入が向上し安定するまでフォローアップを行う。 3) 難民居住区とホストコミュニティでの木工所や洋裁店の数は限られているため、本事業終了後も訓練施設を活用し、新規に難民とホストコミュニティ住民計110名(110世帯)を対象に洋裁/木工大工の職業訓練を行い、開業支援を行う。 4) 本事業期間で訓練を受ける40名と、上述3)の本事業終了後に訓練を受ける110名の計150名が開業し(収入向上活動を開始し)、ビジネスの拠点を作る。その各開業店舗の元で、訓練後の裨益者から、実地で技術・ビジネス訓練を受ける難民とホストコミュニティの新規人材計150名(*)が育成・雇用され、地域の生活の向上や社会開発につながる。 *裨益者1名が新たに人材1名を育成する想定 5) サイトA、Bの難民居住区内の土地についてはウガンダ政府(OPM)から、サイトCの土地についてはホストコミュニティの地主から無償で利用の許可を得ている。事業終了後も、引き続き無償で同サイトを利用する。なお事業終了後の開業用施設について、サイトBは難民の裨益者グループが、サイトCは、ホストコミュニティの裨益者グループが維持管理を行う。 6) 事業終了後の訓練用施設(サイトA)の利用について、現地政府(OPM)との覚書の締結内容に従い、本事業(1年間)を終えた後、2年間(2020年迄)は引き続きOPMと連携し、当会が運営・管理していくことを想定。事業期間を含めこの3年間の維持管理は当会が行う。また仮設施設であるため、耐久期間は約3年と想定しており、3年間の施設使用後は、施設の撤去を想定。ただし3年目の時点で、OPM並びに関係機関と出口計画を決定することを確認しており、その時点でOPM側が活用を望み、(補強等により)施設が活用できる場合、OPMへ施設とその運営管理を引き継ぐ。 7) 訓練施設の訓練用資機材に関して、3年間の施設での使用後、OPM側へ引き継ぎ、OPMが維持管理・使用を行う。
(5) 期待される成果と成果を測る指標	◆事業により達成される具体的な目標(成果) (1)BHN 支援: 裨益者が、職業訓練に専念できるよう訓練期間中の裨益世帯のBHN(人間の基本的ニーズ)を満たす。 (2)能力向上支援: 裨益者が、洋裁/木工大工の職業訓練を受け、必要な技術・知識を身につける。 (3)収入向上支援: 裨益者が、洋裁/木工大工の店舗を構えて開業し、収入を得る。 ◆成果を測る指標と、その指標の確認方法 (1)BHN 支援: 訓練施設での訓練中、裨益者へ毎日、給食が提供されて

	いる。また訓練期間中、生活費クーポンが各裨益世帯のニーズに応じて毎月支給されている。 (2)能力向上支援：洋裁/木工大工の知識や技術を習得し、女性服・男性服、椅子・机等の基本的な商品を作製できるようになり、最終試験において70%以上の成績を修めている。 (3)収入向上支援：職業訓練の最終2か月にあたる期間で、裨益者が当会職員によるビジネス講習を受け、ビジネス計画が立案される。また裨益者が開業に必要な資機材を供与され、習得した知識と技術を活かして商品を製造し販売できている。 ◆事業実施前の数値と実施後に期待される数値 ・洋裁/木工大工の技術が無い状態から、販売可能なクオリティの製品を製造できる状態になっている(各技術訓練の能力試験が10%→70%に向上)。 ・実施前の裨益者の収入がほぼ0円から、本事業終了後、引き続き当会で収入向上のフォローアップを行い、終了後から半年以内に1名あたり毎月10万ウガンダシリング(約3,300円)の収入を得ている。 ●上位目標では、各世帯が経済的に自立を果たしている状態で、本事業終了から2年後には、1名あたり月18万ウガンダシリング(月約6,000円)の収入を想定している。 ・また、居住区・ホストコミュニティの脆弱層である裨益者が、共に技術訓練、収入向上活動、また開業後も資材調達や顧客紹介等を行うことで両者の関係性の構築に寄与する。それにより、現在懸念されている両者間の対立や社会不安を軽減することが期待できる。 ・さらに居住区とホストコミュニティにおいて其々が参加する地域の経済活動の中で交流が行われ、地域が安定し、地域の社会開発が促進されていることが期待される。 (以上の成果が達成されているかどうかは別途、指標を定め、半年後、2年後に評価活動を実施する) ◆T I C A D V Iにおける我が国取組への寄与 若者への教育・職業訓練等をはじめとする平和と安定の実現に向けた基礎作りにおいて、5万人への職業訓練を含む質の高い人材育成を目指している。本事業では、対象地域のビジネス拠点を担う40名に対し職業訓練を行い、人材育成に寄与する。また事業終了後も、上述(4)持続可能性-3)、4)のように、訓練施設での新規の訓練生110名、また開業した店舗から150名が、新たな人材として育成・雇用される事が期待される。
--	--

(ページ番号標記の上、ここでページを区切ってください)